

改 正	現 行
防 炎 ラ ベ ル 等 の 様 式 に 関 す る 要 領 制 定 平 成 22 月 8 月 18 日 第 1 条 この要領は「<u>防炎ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程</u>」第 2 条に基づき公益財団法人日本防炎協会が交付<u>等</u>する防炎ラベル、<u>防炎薬剤ラベル及びカーテン用補助ラベル</u>の様式を定めることを目的とする。 第 2 条 防炎ラベルの様式は消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）別表第 1 の 2 の 2 により別表第 1 によるものとする。防炎薬剤ラベルの様式は別表第 1-2 によるものとする。 2 防炎ラベルに表示する消防庁登録者番号は、「防炎表示制度の運用について」（平成 13 年 2 月 6 日 消防予第 42 号）別添 1「防炎表示者登録要綱」に基づき消防庁長官が付与する登録者番号とする。なお、日本室内装飾事業協同組合連合会の組合員にあっては、防炎ラベルの消防庁登録者番号欄の当該番号の後に、/ マークを付するものとする。 第 3 条 <u>カーテン用補助ラベルの様式は別表第 2 によるものとする。</u> 2 <u>協会は、原則、同一照会番号表示の補助ラベル 10 枚綴りを 1 冊として支給する。（別図参照）</u> 3 <u>補助ラベルに表示する照会番号は、アルファベットの業者名認識記号、製造年西暦 1 桁目、通し番号とする。（別図参照）</u> 4 <u>補助ラベルの様式については、「防炎ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程」第 5 条第 3 項の試験番号及びロット表示（当該製造、処理、輸入に係る一連の工程を示すもの）とカーテン用補助ラベルの番号との突合せ記録等管理に必要な業務を行うにおいて、必要な情報が含まれるラベル（例えば、洗濯ラベル等に必要な情報を付加するなど）に代替することができる。</u> 附 則 この規程は、平成 22 年 9 月 15 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。	防 炎 ラ ベ ル 等 の 様 式 に 関 す る 要 領 制 定 平 成 22 年 8 月 18 日 第 1 条 この要領は「<u>防炎ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程</u>」第 2 条に基づき _____財団法人日本防炎協会が交付 _する防炎ラベル、<u>防炎薬剤ラベル _____</u>の様式を定めることを目的とする。 第 2 条 防炎ラベルの様式は消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）別表第 1 の 2 の 2 により別表第 1 によるものとする。防炎薬剤ラベルの様式は別表第 1-2 によるものとする。 2 防炎ラベルに表示する消防庁登録者番号は、「防炎表示制度の運用について」（平成 13 年 2 月 6 日 消防予第 42 号）別添 1「防炎表示者登録要綱」に基づき消防庁長官が付与する登録者番号とする。なお、日本室内装飾事業協同組合連合会の組合員にあっては、防炎ラベルの消防庁登録者番号欄の当該番号の後に、/ マークを付するものとする。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 附 則 この規程は、平成 22 年 9 月 15 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

別 表 第 1

----- 中 略 -----

別 表 第 1

----- 中 略 -----

別 表 第 1 - 2

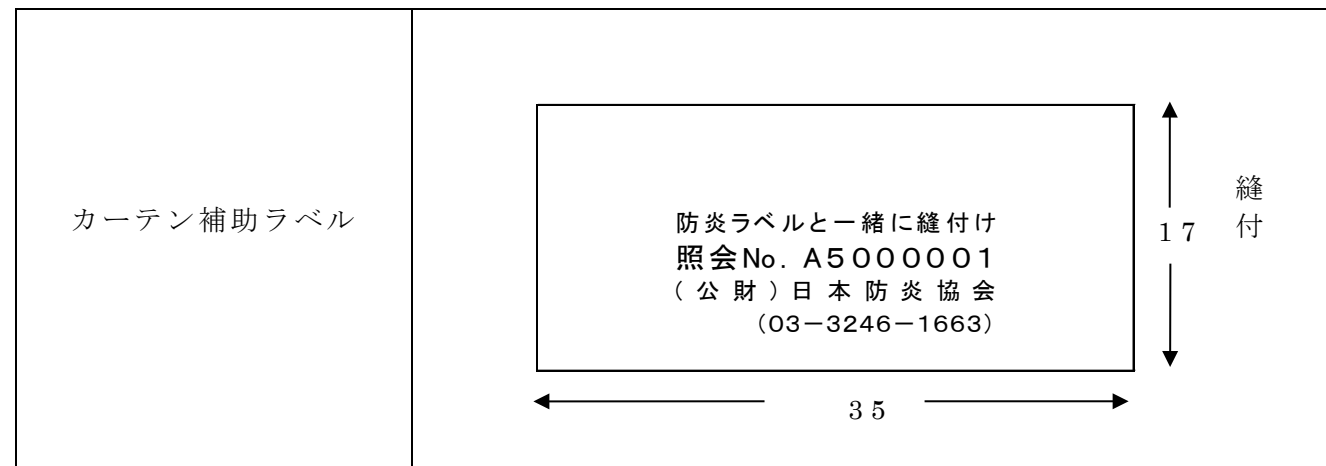
----- 中 略 -----

別 表 第 1 - 2

----- 中 略 -----

別表第2

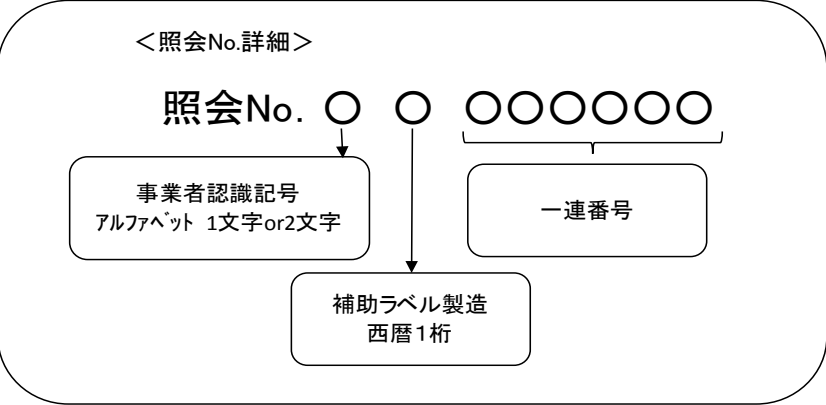
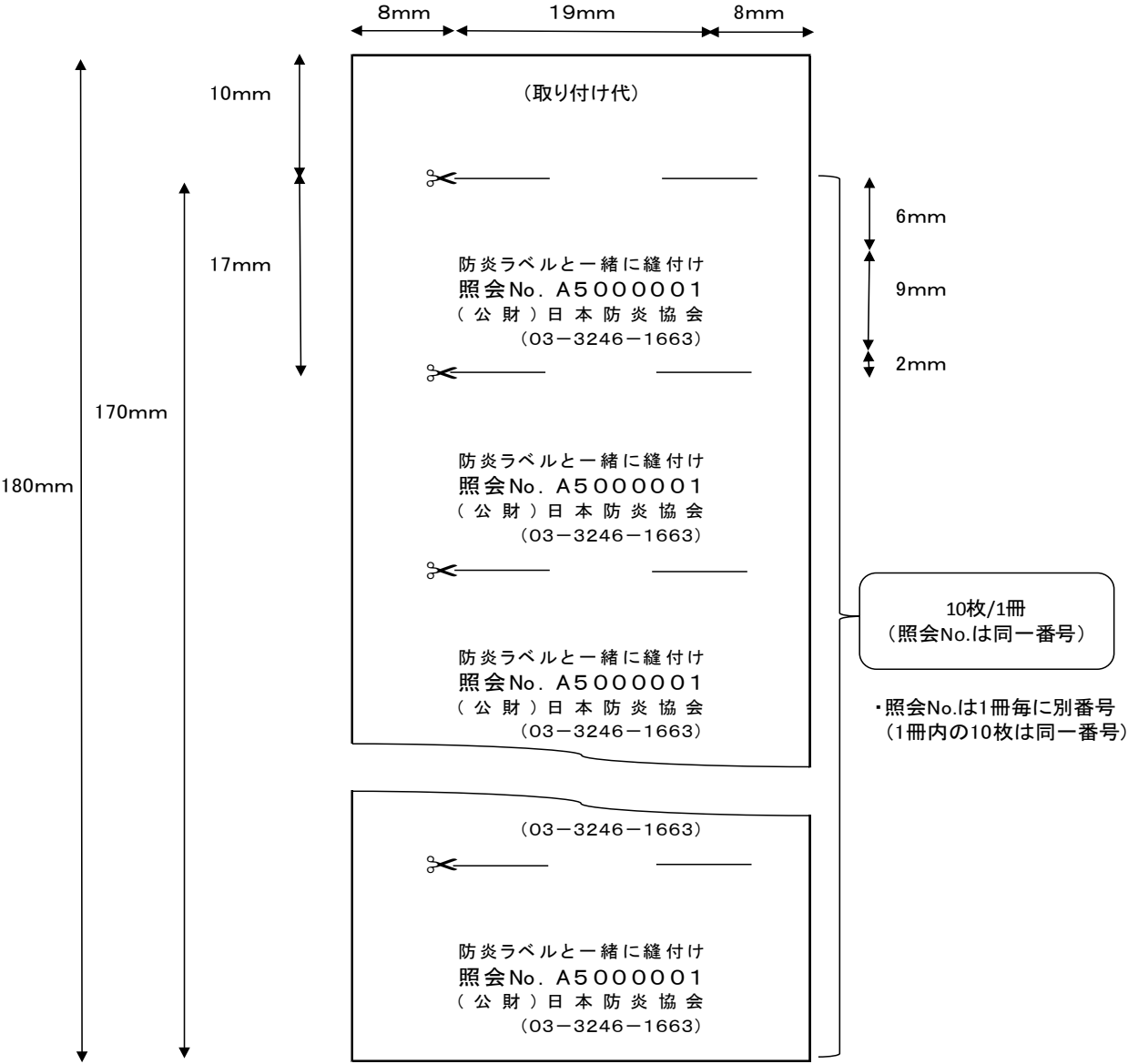
カーテン用補助ラベルの様式



注 1 カーテン補助ラベル様式欄の数字単位は、ミリメートルとする。
2 カーテン補助ラベル様式の色彩は、地は白色、文字及び記号・数字は黒色とする。

[illegible]

別図 カーテン用補助ラベル



Blank lines for writing.

Blank lines for writing.